

# 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成、行数は任意で追加)

委員会名	文教厚生常任委員会
参加委員 ◎委員長、○副委員長	◎上野 利一郎      ○菊地とも子      矢吹 哲哉      山口 文章 蛭川 靖弘      長澤 勝幸      佐原 正秀

## 1 本市の課題と視察の目的

野洲市では、生活困窮者支援の視点から市直営で自立支援相談、家計相談事業を実施するとともに、くらし支えあい条例、債権管理条例等に基づき、関係各課が連携した先進的な取組、仕組みづくりを展開していることから、本市施策の参考とするため研修を実施した。

## 2 実施概要

実施日時	視察先	滋賀県 野洲市
令和元年7月25日(木) 9時00分～10時35分	担当部局	市民部 市民生活相談課 総務部 納税推進課
視察項目	生活困窮者支援事業及び債権管理条例について	
報告内容	<p>【 生活困窮者支援事業について 】</p> <p>野洲市においては、様々なご相談に対応するため一旦受け止めさせていただくということで総合窓口（市民生活相談課）を設置し、相談内容を関係各課に繋ぐとともに、庁内関係課が連携した取組を行っている。</p> <p>1 業務内容</p> <p>その相談の入口となる市民生活相談課の業務内容は、生活困窮相談（住居確保給付金、家計相談支援、学習支援（一部委託）、やすワーク、多機関の協働による包括的支援体制構築事業など）、消費生活相談、市民相談、専門相談（法律・税務・行政書士・行政）など様々な相談業務を集約している。</p> <p>2 職員体制</p> <p>職員は、正規職員4名、派遣正規職員（社会福祉協議会）1名、嘱託消費生活相談員1名（消費者行政推進事業）、嘱託相談員2名（生活困窮者支援事業）、相談支援包括化推進員2名（うち1名サービスセンター配置）の10名体制となっている。</p> <p>3 事業の変遷</p> <p>平成11年に消費生活相談の窓口は設置されており、平成21年に多重債務者包括的支援プロジェクト実施しており、相談者からの包括的な同意書をいただき、市民生活相談課が関係各課及び法律家の窓口となり、法律家からの代理納付という流れという情報の共有化・請求の一元化の仕組みを構築し、平成21年から平成23年の3年間で、約1億8,000万円の過払いの回収を行い、1,800万円（分割納付除く）の一括納付となった。</p> <p>しかし、借金だけを解決しても貧困などのさまざまな問題を解決しないと本当の解決に繋がらないことから、平成23年のパーソナル・サポート・サービスモデル事</p>	

業、平成 25 年の生活困窮者自立促進支援モデル事業、平成 27 年の生活困窮者自立支援法に基づく事業等を実施しながら、平成 28 年に生活困窮支援等（消費生活相談、多重債務、貧困問題など）を包括的に取り込んだくらし支えあい条例を制定した

【 債権管理条例について 】

1 条例制定の経過

生活困窮者事業の一端を担っている債権管理条例の制定の背景として、私債権等の整理（放棄）及び効率的な債権管理体制（一元管理体制）が問題視されており、このようなことから平成 25 年に税以外の債権管理をする各課（学校教育課・こども課・住宅課・環境課・上下水道課・市民生活相談課）による管理及び徴収の現状調査並びに適正管理手法の検討を行うための債権適正管理検討プロジェクトチームが結成し、さまざまな検討ののち平成 27 年に野洲市債権管理条例が施行された。

2 条例の概要

市民生活を支えるための財源（債権）であり、その財源を確保するために市民生活を壊してまで回収をするものではないという考え方にに基づき、生活再建（生活困窮者への支援）の視点を踏まえた条例となっている。

条例には債権者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難な場合は債権放棄をするということや債権管理審査会において生活困窮の視点で審査をしていることもこの条例の特徴となっている。

また、債権管理条例施行規則により、非強制徴収公債権と私債権の所管で徴収が困難と判断した債権については、納税推進課に債権を移管し、債権管理を進める債権の一元化が図られている。

考 察  
(まとめ)

野洲市が取り組む生活困窮者支援事業は、市民の様々な総合相談窓口として市民生活相談課を設置し、関係各課と連携した生活困窮者支援体制が構築されているとともに、生活再建（生活困窮者支援）の視点を踏まえたくらし支えあい条例、債権管理条例なども制定しており、非常に参考になるものであった。

先進事例を参考に、本市における生活困窮者支援視点での全庁的な体制・仕組みづくりについて研究し、議論を深め、市への提言に繋げてまいりたい。

